

## 広島県から広島市への権限移譲の検証について

平成 26 年 2 月 7 日  
 広島県・広島市連携のための合同研究会

## 1 経緯

第 30 次地方制度調査会答申において都道府県から指定都市へ移譲を検討するとされた事務（73 事務）について、県と市が住民サービスの向上や、市の施策と一体的に実施することで、より高い効果が得られる等の観点から、移譲の可能性について検証を行ってきた。

## 2 検証結果

県・市が合同で移譲の可能性について検証した結果、25 事務の移譲について具体化に向けて協議を行うこととした。

地方制度調査会で指定都市への移譲検討対象とされた 73 事務			
移譲に向けて協議していくもの		引き続き県が実施するもの	既に移譲済み
県市独自に移譲検討	法制化による移譲予定		
7 事務	18 事務	38 事務	10 事務

- ・認定こども園の認定
- ・地域医療支援病院の承認
- ・麻薬取扱者及び向精神薬取扱者の免許
- ・農業振興地域の指定等
- ・民有林の開発行為の許可
- ・第 1 種フロン類回収業者の登録等
- ・ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定等

## 〔今後のスケジュール〕

平成 27～29 年度での移譲を目標に、具体的な調整や協議を開始する。

## 3 新たな県市連携の取組

検証作業を通じて、次の 3 つの事項については、県と市が連携を図ることで住民サービスの向上が見込めるため、連携の具体化に向けて協議を行うこととした（詳細は別紙参照）。

事 項	概 要
① 職業訓練(委託訓練)のコース設定に係る県市連携	広島高等技術専門学校で実施する職業訓練（委託訓練）のコース設定に、市が参画・連携する仕組みについて、平成 25 年度中に検討を開始し、その検討に基づく職業訓練を平成 27 年度から実施することを目指す。
② 非行防止対策強化のための県市連携	学校における非行防止対策の強化を図るため、平成 26 年度に県警と市教委で構成する協議会を設置し、より効果的・効率的にスクールサポーター(県警)とスクールサポート指導員(市教委)による学校支援を行う。
③ 美しい川づくりを実現するための県市連携	広島の陸の玄関である広島駅周辺の水辺を心地よい空間とするため、県市連携して猿猴川・京橋川を美しくする取組について、平成 26 年度より検討開始し、平成 27 年度の取組実施を目指す。

## 〔今後の取組〕

それぞれの取組について、合同研究会において進行状況を定期的に確認しつつ実現を目指す。

# 広島県・広島市間の事務・権限の移譲に係る検証結果について

区分	答申番号	事務	実施日程
県市独自に移譲検討	13	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定	平成27～29年度の移譲を目標に協議する
	17	地域医療支援病院の承認	
	25	麻薬取扱者及び向精神薬取扱者(一部)の免許	
	48	農業振興地域整備基本方針の作成	
		農業振興地域の指定 市町村が定める農用地利用計画の同意	
	50	民有林の開発行為の許可	
	71	第一種フロン類回収業者の登録等	
73	ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定, 対策計画の策定		
移譲に向けて協議していくもの 法制化による移譲予定	3	介護サービス事業者 <sup>※</sup> の業務管理体制の報告の受理・命令等 <sup>※</sup> 全ての事業所等が一の都道府県の区域内にある介護サービス事業者 (全ての事業所が一の市町村の区域内にある指定地域密着型サービス事業者等のみを行う事業者を除く)	
	4	介護サービス情報の公表	
	7	市域を超え, 都道府県の区域内で事業を行う社会福祉法人の設立認可	
	9	指定障害福祉サービス事業者等 <sup>※</sup> の業務管理体制の報告の受理・命令等 <sup>※</sup> 全ての事業所等が一の都道府県の区域内にある指定障害福祉サービス事業者等 (全ての事業所が一の市町村の区域内にある特定相談支援事業のみを行う事業者を除く)	
	16	病院の開設許可	
	20	結核に係る定期の健康診断の実施の指示	
	24	特定毒物の製造許可	
	28	都市計画区域の整備, 開発及び保全の方針に関する都市計画の決定 <sup>※</sup> 法制化の対象は, 一の指定都市の区域内の都市計画区域に係るもの	
	31	防災街区整備事業(一部)の施行等の認可	
	35	土地取引の規制区域の指定	
	40	公有水面の埋立免許	
	52	市町村立小中学校等の学級編成基準の決定 市町村立小中学校等の職員の給与等の負担 県費負担教職員定数の決定 <sup>※</sup> 県内の教育水準の維持・向上のための連携を引き続き実施する。(教員採用試験の共同実施や人事交流等)	
	53	市町村立高等学校等の設置認可	
	57	博物館の登録	
	58	史跡名勝天然記念物の仮指定 重要文化財等の管理に係る技術的指導等 政府が補助金を交付する重要文化財の管理等に係る指揮監督 文化庁長官等に提出すべき書類等の経由事務	
	60	全国団体以外の商工会・商工会議所等の基盤施設計画・連携計画の認定	
62	砂利採取計画の認可 岩石採取計画の認可		
72	工業用水の採取許可		

区分	事 務
引き続き県が実施するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 保育士試験・登録</li> <li>2 介護支援専門員の登録</li> <li>5 都道府県介護保険事業支援計画の策定</li> <li>6 国民健康保険組合の設立認可</li> <li>8 都道府県福祉人材センターの指定</li> <li>10 都道府県障害福祉計画の策定</li> <li>12 都道府県老人福祉計画の策定</li> <li>14 婦人相談所の設置</li> <li>15 医療計画の策定</li> <li>18 精神科病院の設置</li> <li>19 臨時の予防接種の実施</li> <li>21 流域下水道の設置・管理</li> <li>22 浄化槽工事業者の登録</li> <li>23 飲食店営業等に関する公衆衛生上の施設基準の策定</li> <li>26 職業能力開発大学校・障害者職業能力開発校等の設置</li> <li>27 都市計画基礎調査の実施</li> <li>29 都市計画事業(一部)の施行認可</li> <li>32 都市計画区域の指定</li> <li>33 空港・上下水道等の広域的に決定すべき都市施設に係る都市計画の決定</li> <li>34 土地利用基本計画の策定</li> <li>36 指定区間内の一級河川の管理</li> <li>37 二級河川の管理</li> <li>38 直轄区域以外の砂防設備の管理</li> <li>39 直轄区域以外の海岸保全区域等の管理</li> <li>41 地すべり防止区域の管理</li> <li>42 急傾斜地崩壊危険区域の指定</li> <li>43 解体工事業者の登録</li> <li>49 地域森林計画の策定</li> <li>51 保安林の指定(一部)・管理</li> <li>54 私立幼稚園の設置認可</li> <li>55 私立小学校・中学校・高等学校等の設置認可</li> <li>56 学校法人(一部)の設立認可</li> <li>65 災害時の応急救助の実施</li> <li>66 防衛大臣への自衛隊の災害派遣の要請</li> <li>67 市町村消防の支援のための航空消防隊の設置</li> <li>68 都道府県警察の設置</li> <li>69 道路における交通の規制</li> <li>70 公害健康被害の補償給付</li> </ul>
既に移譲済み	<ul style="list-style-type: none"> <li>11 特別児童扶養手当の受給資格の認定</li> <li>30 市街地再開発事業(一部)の施行等の認可</li> <li>44 農用地区域内における開発行為の許可</li> <li>45 農林物資製造業者等への立入検査等</li> <li>46 農地(4ha以下)の転用許可</li> <li>47 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可</li> <li>59 商工会議所の定款変更の認可(一部), 事業状況等の報告の受理・警告等</li> <li>61 一般旅券の発給申請受理・交付</li> <li>63 高圧ガスの製造・貯蔵許可</li> <li>64 火薬類の製造(一部)・販売・消費許可</li> </ul>